### 2019年3月18日 本経済新聞

## 労働者の過半数代表者の選出方法 使用者が指名 投票や挙手 21.4 30.9% 22 信任 親睦会の代表者など特定者が自動的になる (注)労働政策研究・研修機構の2017年11~12月調査より 作成。対象は2786社。 ルタントなど5業務につ せる必要がある。 表する人物が該当する。 加入する労働組合が代表

# 労働者代表」 問われる正当性

# 選出規定 来月から厳し



労働者の過半数代表が指 件だ。労働者側の委員は 員会」の決議が導入の要 人数で構成する「労使委 いて労働時間規制の適用 いた」と説明する。 就業規則などに同意して 働条件を不利に変更する 係長が代表者になり、 川拓弁護士は「管理部の 原告側代理人を務めた中 ばならないなどと規定。 表者と協定を結ばなけれ 者の意見を聞くほか、変 の変更時に労働者の代表 労働制の更新時には代

外とする制度で、

ブルが相次いでいる。そ だが代表者を巡るトラ 例」などと反論した。 員が代表者になるのは慣 社側は「総務・管理の社 は投票や挙手で選ぶと定 法の施行規則では代表者 と協定の無効を主張。 あり、使用者の意向を反 映する方法は適法でな

018年に17%程度まで

方

労組組織率は2

らに役割は増す。

干数を代表する者を選ば 盟定のたびに労働者に過 具体的には使用者は労使 台は過半数の労働者を代 になるが、労組がない場

脱時間給」はコンサ

一のひとつが2017年9

ているが、4月からはさ | た手順はなかった ] など |協定が必要な制度が増え|められているが、そうし スタイム制など代表との 名する。近年、フレック 残業代求め訴訟 裁判で原告側は

正な方法で選出すべきで

定を結ぶよう定めてい

基本的には過半数が

過半数を代表する者と協 働き方を導入するにあた

務は、就業規則への意見 組合や過半数代表者の任 過半数が参加する労働 菅野和夫・東京大学名 常設の

する者は、労働者側で適 話労働 者の過半 誉教授の 法律にも拡大している。 </l></l></l></l></l>< 関係した部分だけでな |る労使協定 (三六協定) 育児介護休業法など他の の締結など労働基準法に る

現状にあわなくなってい 表者を選出する仕組みは 結や意見表明のたびに代 業も増えている。協定締 下がっており、代表者を 選ばなければならない企

月の長崎地裁の判決だ。

半数代表者の署名がある意見書 裁判所で効力が否定された、過

時間外賃金支払いを求め を一不当な代表者が結ん ②1年単位の変形労働制 品会社の従業員ら5人が を継続する労使協定-ていた各種手当を廃止 の。①本給と別に払われ 会社を相手に起こしたも に協定」と主張。本来の 代とする就業規則の改正 し、ほぼ同額を固定残業 労働基準法は就業規則 この裁判は長崎市の食

する労使協定(三六協定) るため、時間外労働に関 従業員を時間外労働させ 逃せない重みがある。 代表者の正当性判断で見 東京都内の印刷会社が 01年の最高裁判決も、

る判断が相次いでいる。労働者代表の正当性をどう確保するかは、働き方改革を左右す が必要だ。ただ最近の裁判で労働者の代表を選ぶ手法が不当だとして、協定を無効とす 議中」という。 改善に向け労働者側と協 支払いを命じた。会社は 670万円余りと利息の 時控訴したが結局支払 会社に時間外賃金1

る大きな経営問題となりそうだ。 (シニア・エディター 礒哲司)

ル制度)」などの新しい働き方は、導入にあたって労働者代表と使用者間の協定や決議

働き方改革関連法の一部施行で4月1日に始まる「脱時間給(高度プロフェッショナ

が定めた手続きで選ばれ

会の代表などが就任

19年4月からは労基法

れる判決が出た。 量労働制の導入が否定さ イナーへの専門業務型裁 が問題視され、 労組と認めず 同じ年には京都地裁で 同様に代表者の選定 色彩デザ

30・9%にとどまる。特 定の候補者を労働者が の手続きをとった企業は 方法として「投票や挙手」 からも読み取れる。選出 「信任」する手法が22・

一裁判決が否定した「親睦 一寧に説明し、 不利益な働き方改革で 会社側は社内ネット

5 は「これまで代表者問題 一を使用者側はあまり気に とが多い、峰隆之弁護士 営に大きな影響をもたら 判断を支持した。 留めていなかったが、経 経営側の立場に立つこ ることも要注意だ。①使 用者の意向で選出された 表者選出規定が強化され 施行規則6条の過半数代

とは、労働政策研究・研 的な経営リスクであるこ 代も発生する」とみる。 修機構の17年の調査結果 否定されれば過去の残業 ・代表者の選び方が潜在 しかねない。三六協定が の意見を聞くことを努力 しているとは言い難い。 際にパート過半数代表者 義務としているが、機能 ・有期雇用労働法7条は、 も残されている。パート 反映するかといった問題 非正規社員の意見をどう 選びに介入することを阻 性のハードルは上がる。 止する狙いがある。 加わる。使用者が代表者 を円滑に行えるよう使用 者でないこと②協定事務 者が配慮すること 解弁護士は「働き手に 代表者問題については 就業規則を定める

その上で従一き方改革の成果を引き出 ましい」と助言する。 動 業員が選挙で代表者を選 大原則である自由で民主 的な代表者選びに立ち返 すためにも、労使自治の

委員会の設置などの選択

務の遂行のための研修の 肢が考えられる。また任

制度としていくべきであ 任務にふさわしい仕組み

「代表委」創設も

今後は代表者の重要な一常設の代表委員会や労使 いく必要がある。

機会も代表者に提供して